

愛岐ケ丘自主防災会会則

【名称・所在地】

第1条 この会は『愛岐ケ丘自主防災会』（以下、「本会」という）と称す。
本会の所在地は愛岐ケ丘集会場内に置く。

【目的】

第2条 本会は、住民が協力して「自分たちの地域を自分たちで守る」との
助け合いの精神に基づく自主的な防災・減災活動を行うことを目的とする。

1. 災害が起きた際（以下発災時という）には、被害を最小限に食い止めるための
応急活動と住民の安全と生活の確保を図る。
2. 平時は、地震その他の災害（以下「災害」という）に備えた取り組みを実践する。

【活動】

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 発災時の安全・安否確認、情報収集・伝達、救出・救助、避難誘導、
初期消火及び配食・給水・指定避難所開設情報等の応急対策に関する事。
2. 防災・減災に関する知識の普及・啓発に関する事。
3. 地域の安全点検と必要な対策の実施に関する事。
4. 防災備品・機材の整備、管理、および取扱い訓練に関する事。
5. 防災訓練の実施に関する事。
6. その他、本会の目的を達成するために必要な事。

【会 員】

第4条 本会は、愛岐ケ丘自治会全世帯で構成する。

【組織及び任務】

第5条 本会の組織は、自治会によって結成組織され活動する団体である。
発災時の対策組織は、災害対策本部と丁目毎の丁目対策班で構成し、自治会役員を
配置する。

なお、組長は自主防災組織図に基づき、組責任者としての任務を行う。
具体的な職務は別紙「愛岐ケ丘自主防災組織図」に基づき、それぞれの任務を
参照して行う。平時の防災訓練にて組織の対応力強化を図る。
自主防災会の役員任期は、自治会の任期と同一とする。ただし再任は妨げない。

第6条 発災時の組織・任務は次のとおりとする。

1. 災害対策本部
 - (1) 所在地・・・本部は集会場に設置する。
 - (2) 本部役員
 - イ、自主防災会会長 : 1名（自治会会長が務める。）
（対策本部長）

ロ、自主防災会副会長 : 若干名 (自治会副会長が務める。)
(対策副本部長)

ハ、本部員

- a. 会計長 : 1名
- b. 防災防犯委員長 : 1名
- c. 防災士会会長 : 1名
- d. 支え愛活動代表 : 1名

ニ、本部直轄班

- a. 情報連絡・収集 : 4名
(施設管理・交通安全・環境衛生・体育文化の各自治会専門委員長が務める。)
- b. 記録班 : 若干名 (事務担当者が務める。)

(3) 任務

イ、本部役員 (本部直轄班を除く)

- a. 上部団体との情報交換。
- b. 各丁目毎の組員の被害状況・避難先情報の把握。
- c. 各丁目毎の火災・被災状況の把握。
- d. 各丁目毎の火災・倒壊に対する応受援の調整。
- e. 想定外状況に対する対応処置の検討。
- f. 指定避難所への避難希望者の把握、誘導。

ロ、本部直轄班

a. 情報連絡・収集班

団地内情報収集 (被災・避難状況等) および団地外情報収集 (配食・給水・指定避難所開設情報等) を行う。

b. 記録班

会計長の指示に基づき、事務所の重要書類の保全と災害対策の記録を作成する。

2. 丁目対策班

(1) 丁目対策班所在地・・・

丁目対策班は、下記各丁目緊急避難場所 (安否確認場所) とする。

- 1丁目: 1丁目公園、2丁目: ふれあいセンターひろば、
- 3, 4丁目: 4丁目公園、5丁目: 5丁目公園

(2) 丁目対策班

イ、丁目対策班

: 丁目の自治会区長が務める。

丁目内各組の被災状況・避難希望者情報等のとりまとめ。
丁目内各組内の救出・救助、火災情報に基づき救出・救助班、消火班、生活班や組員に対して救出・救助班・消火班への協力や一時避難などを指示する。

ロ、丁目対策班長補佐

: 丁目の自治会総務、防災士が務める。

総務は、対策班長に事故があった場合はその職務を代行する。また、本部と丁目対策班の情報伝達を行う。

防災士は、丁目対策班長と相談し、救出・救助班、消火班、生活班や組員に対して救出・救助班・消火班への協力や一時避難などを指示すると共に、自らは緊急性の高い現場で対応する。

- ハ、救出・救助班 : 防災士・やくだち隊で構成する。
被災者の救出・救助活動を行う。
 - ニ、消火班 : 防災士・防災防犯委員で構成する。
火災発生時、初期消火活動を行う。
 - ホ、生活班 : 支え愛活動スタッフ・民生児童委員で構成する。
必要に応じて、要援護者および避難者に配食や給水をする
と共に、不便解消を助け不安に寄り添う。
- (3) 組対策班：所在地は特に定めない。
- イ、組責任者（組長） : 自治会組長が務める。組長不在時は副組長が対応する。
組員の被災状況の把握と丁目対策班長（区長）への報告を行う。
 - ロ、組副責任者（副組長） : 自治会副組長が務める。
自治会指定の緊急避難場所（公園等）に指定避難所への避難希望者の誘導を行う。
 - ハ、救出・救助支援員 : 支え愛活動スタッフは組長に帯同し、災害時要援護者の
避難の支援及び救出・救助者の有無を確認する。
 - ニ、組員 : 自身の被災状況を把握し、組集合場所にて組長に報告する。
組内の要支援者の避難支援、被災者の救出・救助、初期消火活動に加勢する。

第7条 組織の平時の任務は次の通りとする。

(1) 本部役員

- イ. 会長は本会を代表し、防災・減災活動の指示・総括を行う。
- ロ. 副会長は、会長を補佐し、本会の活動計画の立案及び活動の推進をする。
会長に事故があるときはその職務を行う。
- ハ. 会計長は、事務担当者と共に記録を作成する等の事務局業務を行う。
- ニ. 防災防犯委員長は委員を統括し、防災・減災活動の実践部門を担う。
- ホ. 防災士会会長は防災士を統括し、防災防犯委員長と協力して
防災・減災活動を担う。
- ヘ. 支え愛活動代表は、支え愛活動スタッフを統括し、見守り活動を行う。

(2) 丁目対策班員

- イ、防災士 : 防災・減災に対する情報収集・研修、不断に救命救急の技術習得に努める。
- ロ、総務、専門委員 : 丁目内の物的・人的問題点の把握に努め、区長と情報を共有する。

- ハ、区長 : 丁目内の物的・人的問題点の把握に努め組長・住民に協力を要請する。
- ニ、民生児童委員 : 災害時要援護者の状況把握に努める。
- ホ、支え愛活動スタッフ : 高齢者の状況把握に努める。
- ヘ、組長 : 日頃から組内の意思疎通を図り、災害時の要員確保と不安全箇所および 災害時要援護者の把握に努める。
- ト、副組長 : 日頃から災害時要援護者の把握に努め、一時避難場所までの経路の安全を確認し 避難経路への反映に努める。
- チ、組員 : 日頃から自助の精神で、家具の転倒防止等の実施、飲料水・食料の備蓄、 非常持ち出し品の整備・点検に努める。
- また、消火活動・救出活動の支援に備え防災訓練に積極的に参加し 技術の習得に努める。

【会議体】

第8条 会議体は以下の2会議を基本とし、招集は会長とする。

(1) 自主防災会役員会

会長、副会長、会計長(事務局)、防災防犯委員長、防災士会会長、支え愛活動代表で構成し、年間事業計画、防災訓練計画等を審議する。

必要な都度開催する。

(2) 自主防災会会議

自主防災会役員会メンバーの他に、本部直轄班員及びやくだち隊長及び区長、総務並びに民生児童委員で構成し、年間事業計画予算、防災訓練計画等を審議、決定する。

年に一度開催する。

【会計】

第9条 本会に関する会計は、自治会会計に包含して行う。

なお、発災時に費用の必要が発生した場合は自治会会計の予備費を充当するのを基本とする。

不足する場合で緊急を有する時は、本会役員で協議し追加できるものとする。

その後速やかに自治会役員会で承認を得る。

【その他】

第10条 この規約に定めない事項については、本会役員で協議して決め、自治会役員会の承認を得る。

付 則 この規約は、平成14年4月1日から実施する。

平成15年3月23日 一部改定。平成18年4月 8日 一部改定。

平成19年4月 7日 一部改定。平成23年4月 9日 一部改定。

平成27年5月 9日 全面改定。令和 2年6月 6日 全面改定。

令和 3年7月 3日 全面改定。